

犬猫の不妊去勢の義務化について

1. 現状

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「動愛法」という。)第 37 条では、所有者がみだりな繁殖を防ぐための措置を実施すること、都道府県等が引取りに際してこうした措置が適切になされるよう助言指導することについて努力規定が設けられている。また、動愛法第 7 条第 4 項に基づき定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成 14 年環境省告示第 37 号)」では、原則として去勢手術、不妊手術等その繁殖を制限するための措置を講ずることとされている。

○動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(犬及びねこの繁殖制限)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成 14 年環境省告示第 37 号)

第 3 共通基準

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

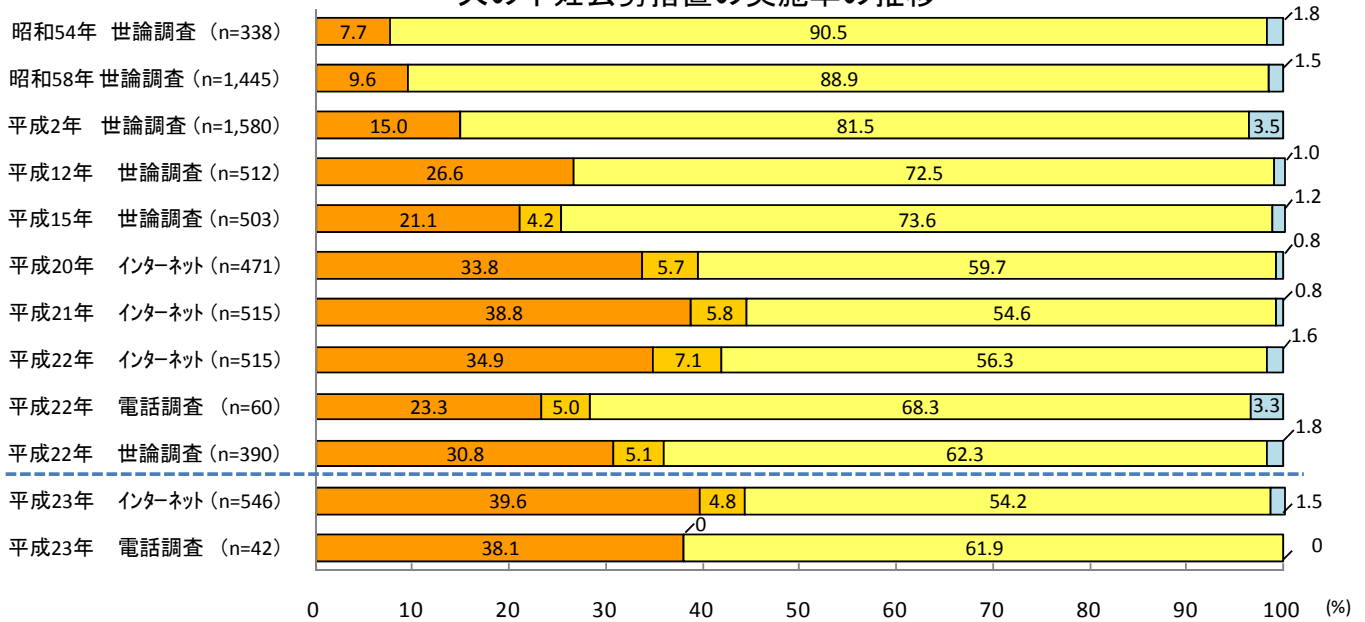
2. 主な論点

- ・不妊去勢の義務化の必要性
- ・仮に義務化が必要であると考えられる場合、
 - 誰(業者か、所有者か)に義務付けるのか
 - 費用負担をどのように考えるか
 - いつから義務付けるのか
- ・今後の施策の方向性

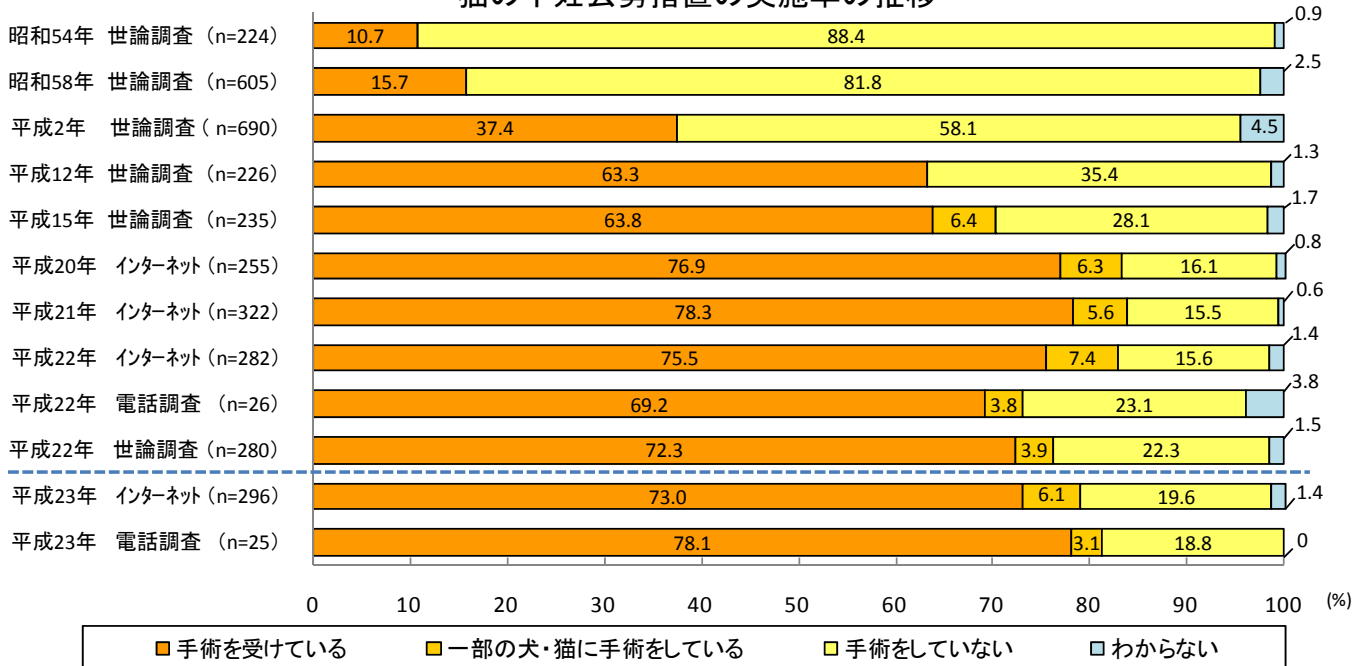
犬・猫の不妊去勢措置

- 犬の不妊去勢措置の実施率は増加する傾向で推移し、現在約 44%である（インターネット調査）。
- 猫の不妊去勢措置の実施率は増加する傾向で推移し、現在約 83%である（インターネット調査）。

犬の不妊去勢措置の実施率の推移



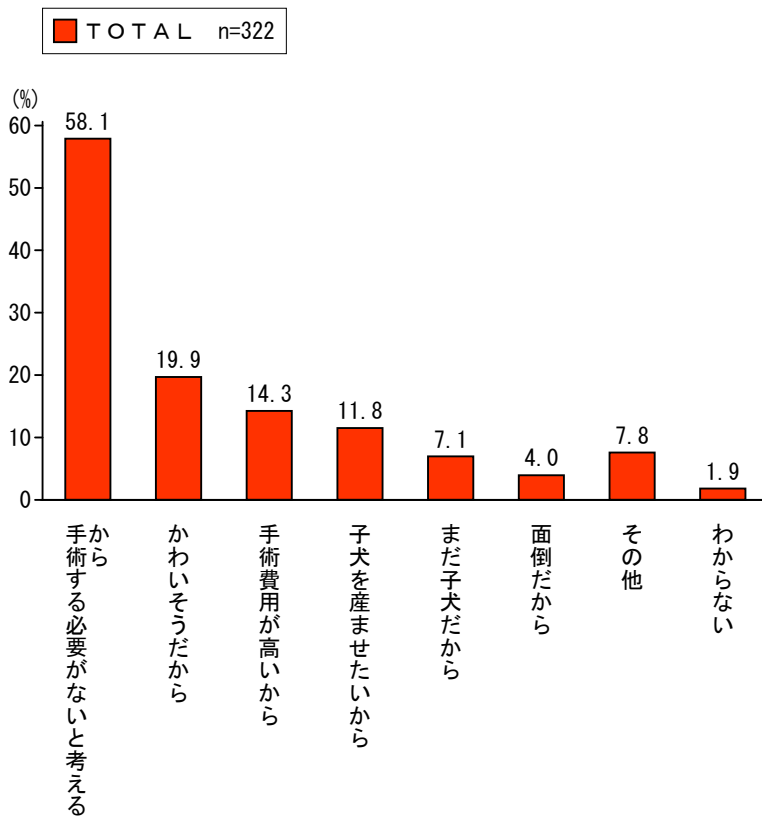
猫の不妊去勢措置の実施率の推移



■ 手術を受けている
 ■ 一部の犬・猫に手術をしている
 ■ 手術をしていない
 ■ わからない

○昭和 54 年～平成 15 年、22 年 内閣府調べ（世論調査） ○平成 20～23 年 環境省調べ

○去勢または不妊手術をしていない理由（犬）



○去勢または不妊手術をしていない理由（猫）

